

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、金属製品のプレス加工業務に従事していた。

請求人は、同年〇月〇日、会社工場内において、プレス機械を使用し製品の切断をしていたところ、同プレス機械に左手環指を挟まれ負傷した。

請求人は、同日、D病院に受診し「左環指切断」と診断され、緊急手術を受けた後、通院加療した。その後、同年〇月〇日、Eクリニックに転移し「左環指切断創」と診断され加療した後、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を超える旨主張しているので、検討すると以下のとおりである。

請求人に残存する障害として評価すべきものは、左環指の欠損障害、機能障害及び神経症状であると認められる。

当審査会として本件の一件記録を改めて精査するも、請求人の左環指に残存する障害は、左環指末節骨の一部欠損であり、「一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの」（第14級の6）に該当し、当該機能障害の程度は、左環指遠位指節間関節が完全硬直の状態であるので、「一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの」（第14級の7）に該当し、さらに神経症状の程度は、知覚鈍麻の残存が推定されるものであり、「局部に神経症状を残すもの」（第14級の9）に該当するものと認められる。

したがって、当審査会としても、決定書理由第2の2の（2）に説示するとおり、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第14級に該当するものと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。